

英国プレ・バジェット・レポート 2009

2009 年度プレ・バジェット・レポートにおいて財務相は成長への必要性和、財政赤字の削減および税制等の措置による経済的赤字対策の必要性和との均衡を配慮しつつ、英国の長期的な財政的課題に焦点を当てています。PwC は御社に与える影響を検討するお手伝いをいたします。

2009 年度プレ・バジッット・ステートメント

多くの懸念と政治的高揚の中で、財務相が「財政的中立」と呼んだ政策を 2009 年度プレ・バジェット・リポート(PBR)の中で発表しました。今回の焦点は経済状況、環境保護政策に絡む種々多様な課題、ビジネスのサポート、および経済的に負担可能な層を対象に絞ったいくつかの増収増対策であることを明らかにしました。

財務相自身の言葉によれば、これは「経済回復、財政赤字削減、的を絞った投資による長期的な成長に対する踏み台」に向けた PBR である、と述べています。社会保険料(NIC)の引き上げ、的を絞った銀行員への高額賞与に対する課税措置はヘッドラインを飾るものの、発表された具体的内容には余り目を引くものは他にありません。

経済および財政見通し

予想された通り、財務省は今年度の経済成長率の見通しをバジェット時の予測であるマイナス 3.5%からマイナス 4.75%へと下方修正しましたが、2010 年度の予想成長率は引き続き 1-1.5%前後としており、これは現実的な数値と思われます。さらに財務省は今後 3 年間の平均 GDP 成長率の見通しを年間 3.5%としており、これは比較的楽観的ではありますが、経済サイクルの回復期においては不可能とは言えないでしょう。

現時点での公共部門の正味借入は、2009/10 年度 1,780 億ポンド(GDP の 12.6%)、2010/2011 年度(GDP の 12%)は 1,760 億ポンドと予測しており、バジェット時の予測から多少上昇したものの、それほど大幅ではありません。しかしその後の急速な経済回復に伴って財務省は税収入増を見込んで、2014/15 年度には公共借入を約 840 億ポンド(GDP の 4.4%)まで減少させる見通しをしています。一方、PwC および他の多くの独立機関による慎重な中期経済成長予測の見解によると、公共借入は財務省の予測より高い水準に留まる可能性が高いとしています。

財務省によると、正味公共借入は 2014/15 年度にピークに達し GDP の 78%となり、その後安定するものと見通しています。現在の財政赤字は 2017/18 年度まで均衡を保つことはなく、これは債券市場にとっては長期戦となります。この結果、財政赤字の上昇に対する金融市場の懸念により、英国に長期的な高金利がもたらされるというリスクがあります。

財務省は PBR で正味増収増を比較的抑制しており、2012/13 年度には約 50 億ポンドの増収増としています。しかし、どちらの政党が勝つにしても、来年度の総選挙後に、一段と増収増が必要となるリスクが非常に高いことは確実です。

財務省は公共支出総額に関しては、当初の支出水準は多少上昇しているものの、2013 /14 年度までの 3 年間の実質的支出をほぼ横ばいとする以前の予算案を概ね確認しています。これらの見通しは、この期間における部門支出の実質的な大幅削減を意味しています。医療、学校、警察といったいくつかの部門は実質削減の対象とはなってはいませんが、他の部門では 2013/14 年度の 3 年間に 2 桁の実質削減となる可能性が非常に高くなっています。

緊縮財政の期間は次期議会終了まで継続する見通しが高く、この困難な財政状況を鑑みるとおそらくそれ以降も引き続く可能性が高いものと思われます。これが長期の苦痛を伴う道りであることは否めません。PBR によって財政の溝を埋める効果は期待できないため、総選挙後に税務および公共支出の面で一段と厳しい選択を迫られることになるでしょう。

個人税

金融機関にて支給される賞与税

2010年4月5日まで金融機関で支給される賞与に対して新たに50%の“銀行支払賞与税(賞与税)”の適用が開始されます。この賞与税は2万5千ポンドの以上の高額賞与に対して適用され、個人ではなく雇用主により負担されます。つまり、金融機関で支給される高額賞与に対しては個人の負担する所得税のみならず雇用主の支払賞与税の両方が課されることとなります。

この支払賞与税は雇用主の法人税課税上、損金算入の適用を受けられないため、実効税率は50%にとどまりません。具体例としては12月9日以前に10万ポンドの賞与を支払ったとすると、NIC 英国社会保険料の雇用主負担ならびに損金算入後の金融機関が付与する賞与の雇用主のコストは8万1200ポンド。この賞与税の適用により同等の賞与を付与する場合、雇用主のコストは13万1200ポンドと雇用主にとって60%の税コスト増となります。

どの金融機関またはどの個人がこの賞与税の対象になるかは本予算編成方針案では明確にされていません。事業内容によりますが、銀行と称されるあらゆる金融機関は税法上のいわゆるバンクに相当することとなると思われます。

おおまかには以下の事業内容を遂行している金融機関は上記の賞与税の対象となります。

- 入金を受け付ける
- 投資が主な事業内容

- 代理で投資を行う
- 投資目的に先物などの取引を行う
- 資産を保障・運用する
- 規制を受けた抵当

上記の分類は非常におおまかですが、金融機関の上記いずれかの職務を遂行する従業員は今回の賞与税の対象となります。

英国外の金融機関であっても英国国内で遂行した職務に対して支払われた賞与については、賞与税の対象になる可能性があります。

さらに2009年12月9日以前の契約に基づき支払われた賞与に関しては賞与税の対象外となります。

賞与の支払いが現金で行われなくても賞与税の対象となります。例えば、従業員ストックオプションも英税務当局(HMRC)から承認を得ているプラン以外は賞与税の対象となる可能性があります。また2010年4月5日以降に支払いを先延ばしにされた賞与に関しては租税回避ルール(anti-avoidance rules)が適用されます。

外国人駐在員への影響

今回の50%賞与税の施行により個人ならびに雇用主の税負担だけでは、英国ではなく英国外への派遣を検討するまでに至らないにしても、50%の最高税率、NIC 社会保険料率の引き上げ、企業年金に対する所得控除の限定、外国人に対する税優遇措置の見直しなどを考慮すると、英国がビジネスの拠点としてふさわしくないのではないかと議論も生じるかもしれません。

企業年金

2009年の予算案にて2011年4月6日以降、年収15万ポンド以上の高額所得者に対して所得控除を限定する旨が発表されました。また、Anti-forestalling measureとして2009年4月22日以降、特別年間控除チャージ(special annual allowance charge SAAC)により今まで適用可能だった特定の公認適格年金スキームへの拠出金に対する所得控除が限定されることにもなりました。

Anti-forestalling measureとは2011年4月以降の改正を見越した年収15万ポンドを超える高額所得者が、2009年4月22日以降に拠出金を急激に増やし、最高税率で所得控除を享受することを阻止するための条項です。

2009年12月9日以降、Anti-forestalling measureには以下の修正が加えられました。

年収15万ポンドではなく13万ポンド以上の高額所得者を対象に適用
当該課税年度(2011/12年)ならびに前課税年度(2010/11年)また前々課税年度中(2009/10年)の年収が13万ポンド以上の高額所得者、つまり2009/10年以降の課税年度で年収13万ポンド以上の所得者に適用。
上記対象者にはSAACを適用。

また、年収15万ポンド以下で以前はAnti-forestalling measureの適用対象外だったが、今回の修正により対象者となった個人に関しては、

2009年12月以降拠出金が急増していない場合、SAACの適用を除外することとしました。

上記対象者には2009年12月9日以降の一時的な任意追加拠出金ならびに拠出金増額分に対してのみSAACが適用されることとなります。以前提示された通り、個人ならびに雇用主の拠出金合算で2万ポンドまではSAACが適用されません。また、過去不定期な拠出金の支払いがあった、且つ、最低四半期に一度の定期的な支払いがある場合は3万ポンドまではSAACが適用されない可能性があります。

年金法の改正にあたり草案を含む諮問文書はすでに公表されており、2010/11年より50%の最高税率と同様、この年金法の改正の導入が予定されています。

SAACは一律20%ではなく、所得控除を20%に限定する方法に変更となる予定です。詳細は以下の通りです。

SAACは20%税率に対して0%
40%税率に対して20%
50%税率に対しては30%

上記と同様に企業退職金給付年金スキーム(employer-financed retirement benefits scheme EFRBS)からの個人以外への給付金受給に適用する税率は、一律最高税率40%から50%に引き上げられる予定です。

開示に関する諮問

HMRCは租税回避の情報開示Tax avoidance disclosure (TAD)法草案を討議中。施行されれば

特定の租税回避プランについてHMRCが事前に情報を入手することができる特権を得ることとなります。本草案はすでにある租税回避の施策、法令の遵守を促すことを目的としており、租税回避プランに関連する情報の開示を怠った場合、更なるペナルティーを課されることとなります。また、キャピタルゲイン等が発生する資産の取得などを含む雇用に関連する特定のプランに関しては情報開示を義務付ける予定です。

ストックオプションEnterprise management incentive (EMI)

EMIとは認可を受けた中小企業を対象とした1従業員当たり12万ポンド相当の自社株を付与することができる税効果の高いストックオプション(資産価値が上がった場合はキャピタルゲイン課税)です。英国において取引があるないに関わらず、このストックオプションを導入することが可能となりました。

英国社会保険料(NIC)率と控除率

2008年の予算案では、2011年4月からNIC率従業員、雇用主負担分ともに各0.5%引き上げることが公表されましたが、今回の予算編成方針案では従業員、雇用主負担分とも2011年よりその倍の各1%を引き上げると発表されました。つまりNIC率の個人負担分は約年収4万4000ポンド以上で2%、低額所得者で12%、雇用主負担分は13.8%とされました(年収2万ポンド以下の従業員には緩和措置あり)。

所得控除

所得控除と税枠2010/11年度は2009/10年から見直しなしの据え置き。

その他雇用所得関連

2010年4月から5年間は雇用主が供与した電気自動車(バンを含む)については所得税課税、NICが免除されます。社用車に対する燃料費のベネフィットの算出に用いられるスケールチャージは車の場合1万8000ポンドに変更(現行1万6900ポンド)、バンの場合550ポンドに変更(現行500ポンド)。

電気自動車ベネフィットを非課税扱いとすることで、雇用主がどのような動き(電気自動車の導入を真剣に検討するか否か)を見せるのか、注視すべきところといえます。

2011年4月以降、サラリーサクリファイスの一環として取り入れられた社員食堂の節税メリットは事実上なくなることとなります。

企業投資制度(ELs)およびベンチャー・キャピタル・トラスト(VCTs)

PBRの中で具体的ないくつかの技術的変更があり、当制度の下でEU国家補助の承認を受けるための変更点を法制化するための原案が発表されました。

- 企業は英国において恒久的に設立されているだけでよい
- 危機的状況に陥っている企業は除外
- 規制対象となっているどの欧州市場においても上場可能

- VCTは規制適格保有の株式持分を増額しなければならない

小規模エンタープライズが再定義され、一段と複雑かつEUのガイドラインに沿ったものとなりました。従業員および貸借対照表の総額テストを申請するに当たっては、関連エンタープライズを合算しなければなりません。さらにまた、EIS法人はパートナーシップで事業を行うことはできません。

法人税

法人税に関しては全般的な改正ではなく、特定の分野に限定して言及しています。

研究開発費（R&D）に係る税額控除

政府は中小規模法人に対する研究開発費に対する適格規定の具体的な緩和策を発表しました。控除申請可能な法人は、当該支出に関する知的財産権を保有する中小規模法人（SMEs）に限られる、という条件を撤廃する条項が2010年度財政法の中に導入される予定です。

パテント・ボックス制度

財務相は英国法人に対し「パテント・ボックス」制度導入のための政策を発表しました。政府は2011年度財政法の一部として導入予定の当提案に関し、納税者と諮問を行う予定です。詳細はまだ発表されていませんが、当制度の下で2013年4月1日以降登録された特許に対して、その日以降発生した所得に10%の法人税軽減税率を適用することが、諮問終了

後に意図されています。財務省の発表では当制度の最終的なコストは13億ポンドになると見通しです。

タックスヘイブン（CFC）税制の改正

政府はタックス・ヘイブン税制の改正に引き続き取り組むことを約束し、2010年初頭には原案を発表する予定であると述べました。

法人に対するキャピタル・ゲイン税

2010年初頭には、法人グループに対するキャピタル・ゲイン税の簡素化に関する諮問文書がさらに発表される予定です。

キャピタル・アローワンス

2009-10年度に発生したキャピタル・アローワンスに適用される40%の初年度特別償却は、予定通り2010年4月に終了する予定です。年間50,000ポンドの投資アローワンスは引き続き適用可能です。これに加え、歳入関税庁によって国の補助規定に合致していることが確認できれば、新たに購入した新品の電動バンには100%の初年度償却が適用可能です。

税務および会計

金融商品の会計処理に関する国際財務報告基準(IFRS)の改正が引き続き提案されています。これらの改正に伴って関連する税法を時宜整備するため、政府は通常の財政法の制定日程とは別に、細則の草案を必要に応じて作成できるようにする条項の制定を進めています。

デットキャップ

業界との諮問後、2009年11月9日に発表された改正を織り込んだ法案が今回発表されました。

租税回避防止措置

本バジェットおよびプレ・バジェットとの双方でますます焦点が当てられているのが、的を絞った租税回避防止措置の導入です。今年のPBRも例外ではありません。

リスク移転スキーム

損失の限度を、当該グループが実質的に被った経済的損失を限度とする目的で、特定のグループのヘッジ取引に係る損失リリーフを制限する措置が2010年4月1日より導入される予定です。

保険プレミアム税

個人に提供される保険契約を二種類に分け、一つを主に事務手数料(IPTの対象外)とすることによって、保険プレミアム税の回避を達成する手法を防止するため、新たな措置が2009年12月9日より導入される予定です。

相続税、インデックス連動国債、印紙税、土地税、賃貸法人の売却等を対象とした他の特定租税回避防止措置が導入されました。

間接税

前回発表されたように、2010年1月1日より標準VAT税率が17.5%に戻ります。当税率の変更以前に提供され、その後インボイスを発行する物

品/サービスの販売で、当変更をまたがる場合には、特別な規定が適用されます。

さらに、2010年1月1日以前にインボイスが発行され、下記の条件のどれか一つに該当する場合には、15%の軽減税率でのVAT適用を防止するための追加条項が定められています。

- 物品またはサービスが関連当事者(同一者により支配されている他の事業等)に提供されている
- 自らの売上インボイスに対する顧客の支払い資金を自らが提供あるいは手配している
- 6ヶ月以内に全額支払義務のないVATインボイスを顧客に発行している
- 100,000ポンドを超える支払い、またはVATインボイスの場合で、通常の商取引習慣とは言えないもの

VAT「単一税率制度」を使用している業者に適用される単一VAT税率は、2010年1月1日より標準税率の変更に伴って、変更される予定です。

今後のVAT税率のさらなる引き上げに関しては特に発表されませんでした。

間接税および「環境保護」対策

間接税もまた政府の推進する「環境保護」を一段と推進するための対象となっています。

- 環境税(CCL) — 温暖化対策に関する合意の下で定められた環境税の軽減税率が20%から35%に引き上げられる予定です。この新軽減税率は2011年4月1日より導入される見通しです。
- 低カーボンの投資補助 — 家庭用エネルギーコストの削減を目指して、低カーボンへの事業投資支援向けに、さらに4000億ポンドを提供することになりました。これは業界並びに個人に恩恵をもたらし、今後3年間にわたって段階的に導入される予定です。
- 道路燃料税 — 2009年9月1日に基本道路燃料税が1リットル当たり2ペンス引き上げられました。2009年バジェットで発表された通り、燃料税は2010年から2013年にわたり、毎年4月1日より1リットル当たり実質1ペニー引き上げられる予定です。

その他 PBR により導入された措置

PBR および関連プレス・リリースには他の分野における対策、並びに継続審議に関する最新情報があります。

租税回避開示(TAD)

政府は現行の開示制度を強化する目的で「租税回避開示制度」に関する諮問を発表しました。提案された措置には、制度および使用者双方の定期的な早期開示を促進するための改正、法令違反に対する一段と厳格なペナルティー、開示対象となる種類の拡大等があります。歳入関税庁は2010年2月19日までに意見を求めています。

オフショア口座の租税回避

PBRの中でオフショアの租税回避に対し強硬手段を講じることが発表されました。オフショア口座に係る英国課税を申告しない者に対して、意図的な脱税と同様の厳しいペナルティーを課す法令が導入される予定です。さらに特定の地域においてオフショアに銀行口座を開設する場合には、歳入関税庁に報告をする義務が課せられる予定です、これには別途ペナルティー制度が伴います。従って、オフショアの租税回避はペナルティーが未納税額の総額200%まで達する可能性があります。

ビジネス・サポート

政府は下記に挙げたような数多くの分野において、引き続きビジネスをサポートすることを約束しました。

- 納税の支払い条件を一段と緩和し、キャッシュ・フローに苦慮しているビジネスを支援するための「ビジネス・ペイメント・サポート・サービス」を継続的に提供
- 「小規模法人」の税率を2011年3月31日まで21%に抑え、その後22%の税率を提案
- 2009-10年度、ビジネス・レート(事業税)が15,000ポンド以下に相当する遊休不動産に対しビジネス・レートを免除

今回のプレバジェットに関するご質問、あるいは
詳細な情報に関してましては、下記の担当者ま
でお問い合わせ下さい。

金 保仁
+44(0) 207 804 6737
bo.in.kim@uk.pwc.com

杉山 裕一
+44 (0) 20 7804 0210
yuichi.x.sugiyama@uk.pwc.com

福田有紀子
yukiko.fukuda@uk.pwc.com
+ 44 (0) 20 7804 9207

小坂 淳子
atsuko.kosaka@uk.pwc.com
+ 44 (0) 20 7212 6589

岩崎 音靖
+44 (0) 121 265 6607
onsei.x.iwasaki@uk.pwc.com

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and to the extent permitted by law, Pricewaterhousecoopers LLP, its members, employees and agents accept no liability, and disclaim all responsibility, for the consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

PricewaterhouseCoopers provides industry-focused assurance, tax, and advisory services to build public trust and enhance value for its clients and their stakeholders. More than 155,000 people in 153 countries across our network share their thinking, experience and solutions to develop fresh perspectives and practical advice.

© 2009 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.